

# 山梨県公報

第六百三十五号

令和八年

三月五日

木曜日

## 目次

### 告示

○救急病院等の認定……………八七

○都市計画事業の事業計画の変更認可(三件)……………八七

○急傾斜地崩壊危険区域の指定(二件)……………八八

### 公告

○特定計量器の定期検査の実施……………九〇

○換地計画の決定……………九二

○公共測量の終了……………九二

○甲府都市計画道路事業の施行について(二件)……………九二

○峡東都市計画道路事業の施行について……………九二

○都市計画の変更図書の縦覧……………九三

○開発行為に関する工事の完了について……………九三

### 教育委員会

○一般競争入札について(二件)……………九三

### 人事委員会

○山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………九七

○山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………九八

## 告示

### 山梨県告示第五十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年三月五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

二 認定期限 令和十一年三月二十一日

名称	所在地
山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平三百二番地二

### 山梨県告示第六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 施行者の名称 大月市

二 都市計画事業の種類及び名称 大月都市計画下水道事業大月市公共下水道

三 事業施行期間 平成六年三月二十四日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 平成六年山梨県告示二百二十二号、平成十三年山梨県告示第二百一十一号、平成十六年山梨県告示第五百三十九号、平成二十二年山梨県告示第三百十号、平成二十八年山梨県告示第百十四号、令和二年山梨県告示第百一十一号及び令和三年山梨県告示第五十三号の事業地に、大月市大字猿橋町藤崎字御伊勢越、字横ま具れ、字野沢、字小田、字長久保及び字近久保並びに大字猿橋町猿橋字越路の各一部を加え、大月市大字大月町花咲字宮ノ西、字宮ノ東、字大石、字フタダ、字御堂、字先森、字和原、字松山及び字下川戸、大字大月二丁目字大多、字坂瀬、字中道及び字献上地、大字大月三丁目字下原、字川久保及び字御立原並びに大字大月町大月字関屋の各一部を削る。

2 使用の部分 なし

### 山梨県告示第六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 上野原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 上野原都市計画下水道事業上野原市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十四年三月二十日から令和十四年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分 昭和五十四年山梨県告示第百十一号の二、昭和六十年山梨県告示第百九号、平成六年山梨県告示第二百二十八号、平成六年山梨県告示第二百四十一号、平成七年山梨県告示第三百七十五号、平成十三年山梨県告示第二百十六号、平成十六年山梨県告示第五百四十号、平成十九年山梨県告示第四百一十一号、平成二十二年山梨県告示第三百一十一号、平成二十七年山梨県告示第七十号、令和二年山梨県告示第百十五号及び令和三年山梨県告示第五十四号の事業地のとおり。
- 2 使用の部分 なし

**山梨県告示第六十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 中央市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画公園事業四・四・四号 中央市総合防災公園
- 三 事業施行期間 平成二十九年十一月三十日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 山梨県中央市大字布施字山ノ神前、字壺丁田及び字明神林地内、大字山ノ神字居村地内並びに大字白井阿原字上河原地内
  - 2 使用の部分 なし

**山梨県告示第六十三号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域	
番号	座標
塩平・2	山梨県山梨市牧丘町北原字所平西及び字裏山の区域内の土地のうち、次の一点から三十五点までを順次結んだ線及び一点と三十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域
一点	北緯三五度四六分三五秒三七二八 東経一三八度三八分〇三秒八八八九
二点	北緯三五度四六分三五秒四七八五 東経一三八度三八分〇三秒九七二〇
三点	北緯三五度四六分三五秒五二〇四 東経一三八度三八分〇四秒〇七八〇
四点	北緯三五度四六分三六秒〇〇一一 東経一三八度三八分〇四秒一一四五
五点	北緯三五度四六分三六秒一五七〇 東経一三八度三八分〇四秒一四七二
六点	北緯三五度四六分三六秒一九〇二 東経一三八度三八分〇四秒三九一四
七点	北緯三五度四六分三六秒六二九九 東経一三八度三八分〇四秒四三七〇
八点	北緯三五度四六分三六秒七七六八 東経一三八度三八分〇四秒二八四八
九点	北緯三五度四六分三六秒七一一二 東経一三八度三八分〇四秒一九八一
十点	北緯三五度四六分三六秒八八八五 東経一三八度三八分〇四秒〇五七八
十一点	北緯三五度四六分三七秒一三〇七 東経一三八度三八分〇四秒二九二一
十二点	北緯三五度四六分三七秒一三三七 東経一三八度三八分〇四秒六八五四
十三点	北緯三五度四六分三七秒二〇一五 東経一三八度三八分〇六秒二八七〇
十四点	北緯三五度四六分三六秒八四一五

十五点	東經一三八度三分〇六秒〇〇九七 北緯三五度四六分三六秒五九八四
十六点	東經一三八度三分〇六秒〇七二四 北緯三五度四六分三六秒三三三七
十七点	東經一三八度三分〇五秒九四五三 北緯三五度四六分三五秒八九四八
十八点	東經一三八度三分〇五秒九一一九 北緯三五度四六分三五秒一八七七
十九点	東經一三八度三分〇六秒〇三六一 北緯三五度四六分三四秒八三五六
二十点	東經一三八度三分〇六秒四五六三 北緯三五度四六分三四秒六六三七
二十一点	東經一三八度三分〇六秒六二二六 北緯三五度四六分三四秒六八四六
二十二点	東經一三八度三分〇七秒〇七八六 北緯三五度四六分三四秒八八九一
二十三点	東經一三八度三分〇七秒三〇二四 北緯三五度四六分三四秒三九七六
二十四点	東經一三八度三分〇七秒四四七三 北緯三五度四六分三三秒九〇三九
二十五点	東經一三八度三分〇七秒六八六七 北緯三五度四六分三三秒八三五四
二十六点	東經一三八度三分〇七秒五一七二 北緯三五度四六分三三秒七七七六
二十七点	東經一三八度三分〇七秒四五八四 北緯三五度四六分三三秒五六六二
二十八点	東經一三八度三分〇七秒〇〇五九 北緯三五度四六分三三秒六二四八
二十九点	東經一三八度三分〇六秒七四一一 北緯三五度四六分三三秒六一六九
三十点	東經一三八度三分〇六秒五二二一 北緯三五度四六分三三秒七〇七八
	東經一三八度三分〇六秒〇四二二三

三十一點	北緯三五度四六分三三秒七七六三 東經一三八度三分〇五秒八五三六
三十二點	北緯三五度四六分三四秒〇七三八 東經一三八度三分〇五秒三九七七
三十三點	北緯三五度四六分三四秒六七七三 東經一三八度三分〇四秒六九八五
三十四點	北緯三五度四六分三五秒三四六四 東經一三八度三分〇四秒〇〇四六
三十五點	北緯三五度四六分三五秒三二〇八 東經一三八度三分〇三秒九八二九

山梨県告示第六十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域	山梨県都留市加畑字金山の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域
	座標
加畑の2	番号
一点	北緯三五度三三分〇九秒四六四八 東經一三八度五二分三一秒八五九八
二点	北緯三五度三三分一〇秒八五三〇 東經一三八度五二分三三秒四八〇六
三点	北緯三五度三三分一二秒四二三九 東經一三八度五二分三六秒二九七九
四点	北緯三五度三三分一三秒九四二七 東經一三八度五二分三八秒三三七〇





皮革面積計	令和八年五月二十九日から令和九年三月三十一日まで (山梨県の休日を含める条 例に定める県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所(特定計量器検定検査規則第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。)	甲府市を除く県下全域	山梨県計量検定所
-------	--	--------------	--	------------	----------

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により経営体育成基盤整備事業(ゆずの郷地区1-3工区)の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年三月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和八年四月三日まで
- 三 縦覧場所 富士川町役場
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年四月二十日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年九月七日まで

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により峡東農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年三月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量(3級基準点網図)地図情報レベル250
- 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和七年九月二十二日から令和八年二月十九日まで

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和八年三月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業 三・四・三十三号 大手二丁目浅原橋線
- 二 施行者の名称 山梨県
- 三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
- 四 事業地の所在
  - 1 収用の部分 変更なし
  - 2 使用の部分 なし

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和八年三月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業 三・四・十号 高畑町昇仙峡線
- 二 施行者の名称 山梨県
- 三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
- 四 事業地の所在
  - 1 収用の部分 変更なし
  - 2 使用の部分 なし

● 峡東都市計画道路事業の施行について

峡東都市計画道路事業の施行について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六

十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和八年三月五日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 都市計画事業の種類及び名称 峡東都市計画道路事業 三・四・八号 山梨市駅南線及び三・四・五号 根津橋通り線
  - 二 施行者の名称 山梨県
  - 三 事務所の所在地 山梨県甲州市塩山上塩後千二百三十九番一
  - 四 事業地の所在 峡東建設事務所
- 1 取用の部分 変更なし
  - 2 使用の部分 なし

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により南アルプス市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和八年三月五日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 都市計画の種類 南アルプス都市計画道路
  - 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和八年三月五日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市新屋字下カジャヤ作千四百四十七番の一部、千四百四十八番の一部、千四百五十一番の一部、千四百五十六番の一部、千四百五十七番の一部
  - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都目黒区中根二丁目三番十九号 株式会社 社牧野フェイス製作所 代表取締役社長 宮崎 正太郎

## 教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年三月五日

山梨県立わかば支援学校校長 金 丸 学

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 調達をする役務等の名称及び数量
- (一) 名称 スクールバス運行業務
- (二) 数量 一式
- 2 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。
- 3 履行期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 4 履行場所 山梨県立わかば支援学校校長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県立わかば支援学校
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から落札者決定の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
  - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
  - (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
  - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
  - (四) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (五) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな

い者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 令和七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和七年山梨県告示第四十三号）の一に定める競争入札に参加できる者であること。

3 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十四条第二項の規定により作成した、山梨県物品等入札参加資格者名簿において登録業種（運搬）の「旅客運送」に登録されている者であること。

4 公益財団法人日本バス協会が実施する「貸切バス事業者安全性評価認定制度」によって認定を受けている者であること。

5 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる者であること。

6 業務従事者の雇用に関し、地域別最低賃金を下回らない賃金で業務に携わる者の安定的な雇用をしており、本件入札に係る業務においてもこれが可能な者であること。また、被雇用者への賃金の不払、遅延等がないこと等、労働基準法等の雇用に関する法律に違反していない者であること。

#### 四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和八年三月十一日（水）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

4 審査の免除 1から3までにかかわらず、現に有効な一般競争入札の参加資格を有している者は、この四において定める審査を受けることを要しない。

#### 五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和八年三月十一日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

郵便番号四〇〇一〇二二六山梨県南アルプス市有野三千三百四十六番地三  
山梨県立わかば支援学校事務室

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和八年三月十一日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五

1に掲げる場所において交付し、又は電子メールにより交付する。電子メールによる交付を希望する者は、必ず電話連絡をした上で、電子メールにて六九(三)に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書の交付を希望する旨、電話番号、ファックス番号及び担当者名を記載して送信すること。なお、入札説明書の交付は、当該電子メールへの返信により行うので、受信を希望するメールアドレスから送信すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和八年三月二十三日（月）午後一時三十分

(二) 場所 山梨県南アルプス市有野三千三百四十六番地三山梨県立わかば支援学校  
5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一〇二二六山梨県南アルプス市有野三千三百四十六番地三山梨県立わかば支援学校宛てに令和八年三月十九日（木）午後四時までに到着するよう送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。  
(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。  
(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 六 その他

1 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、これを免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消し、規則第二百二十条第一項の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 4 違約金の有無 有
- 5 最低制限価格の有無 無
- 6 前払金の有無 無
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 入札に関する条件 本人札における落札の効果は、令和八年四月一日に令和八年度予算発効時において効力を生ずるものとする。
- 9 その他

- (一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたときは、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問い合わせ先 山梨県立わかば支援学校  
(電話〇五五―二八五―一七五〇)  
(メールアドレス wakaba-yg@pref.yamanashi.lg.jp)

※ Summary

- 1 Nature and amount of services required: School bus operation business 1set
- 2 Date and time for tender: 13:30PM March 23, 2026
- 3 Bureau in charge: Yamanashi prefectural Wakaba Support School, 3346-3 Arino Minamiarupusu, Yamanashi 400-0226 Japan TEL 055-285-1750

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年三月五日

山梨県立わかば支援学校校長 深 澤 和 仁

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 調達をする役務等の名称及び数量
    - (一) 名称 スクールバス運行業務
    - (二) 数量 一式

- 2 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。
- 3 履行期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

4 履行場所 山梨県立わかば支援学校校長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県立わかば支援学校

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から落札者決定の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)

(五) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 令和七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(令和七年山梨県告示第四十三号)の一に定める競争入札に参加できる者であること。

3 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十四条第二項の規定により作成した、山梨県物品等入札参加資格者名簿において登録業種(運搬)の「旅客運送」に登録されている者であること。

4 公益財団法人日本バス協会が実施する「貸切バス事業者安全性評価認定制度」によって認定を受けている者であること。

5 山梨県立わかば支援学校の所有する大型バスを運行前後に保管する場所があること。

6 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる者であること。

7 業務従事者の雇用に関し、地域別最低賃金を下回らない賃金で業務に携わる者の安定的な雇用をしており、本件入札に係る業務においてもこれが可能な者であること。また、被雇用者への賃金の不払、遅延等がないこと等、労働基準法等の雇用に関する法律に違反していない者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和八年三月十一日（水）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

4 審査の免除 1から3までにかかわらず、現に有効な一般競争入札の参加資格を有している者は、この四において定める審査を受けることを要しない。

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和八年三月十一日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

郵便番号四〇〇一〇八〇七 山梨県甲府市東光寺二丁目二十五番一号山梨県立かえで支援学校事務室

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和八年三月十一日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五

1に掲げる場所において交付し、又は電子メールにより交付する。電子メールによる交付を希望する者は、必ず電話連絡をした上で、電子メールにて六九(三)に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書の交付を希望する旨、電話番号、ファックス番号及び担当者名を記載して送信すること。なお、入札説明書の交付は、当該電子メールへの返信により行うので、受信を希望するメールアドレスから送信すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和八年三月二十三日（月）午前十時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市東光寺二丁目二十五番一号山梨県立かえで支援学校

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一〇八〇七 山梨県甲府市東光寺二丁目二十五番一号山梨県立かえで支援学校宛てに令和八年三月十九日（木）午後四時までに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、これを免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消し、規則第二百二十条第一項の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 入札に関する条件 本入札における落札の効果は、令和八年四月一日に令和八年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

9 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたときは、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県立かえて支援学校  
(電話〇五五―二二二―六三三五)  
(メールアドレス:kaede-yg@pref.yamanashi.jp)

- ※ Summary
- 1 Nature and amount of services required: School bus operation business Iset
  - 2 Date and time for tender: 10:30AM March 23, 2026
  - 3 Bureau in charge: Yamanashi prefectural Kaede Support School, 2-25-1 Tokoji, Kofu Yamanashi 400-0807 Japan TEL 055-223-6355

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第六号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和八年三月五日

山梨県人事委員会

委員長 水 上 浩 一

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

**第一条** 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中「いう」の下に「。別表第三において同じ」を加える。

第二十五条第二項中「七月から九月」を「六月から十月」に改める。

第四十六条第二項中「14の項」を「19の項」に、「同表15の項から20の項まで」を「同表20の項及び21の項」に改める。

別表第二中17の項から20の項までを削り、16の項を20の項とし、15の項を削り、14の項を19の項とし、10の項から13の項までを五項ずつ繰り下げ、9の項を13の項とし、同項の次に次のように加える。

14 短期の介護休暇	要介護者の介護その他人事委員会が定める世話を行う場合五日(要介護者が二人以上の場合にあつては、十日)以内
------------	--

別表第二中8の項を12の項とし、7の項を8の項とし、同項の次に次のように加える

る。

9 会計年度任用職員の育児休暇	生後満一年六月に達しない子を育てる場合一日二回それぞれ六十分以内の期間
10 子の看護等休暇	中学校就学の始期に達するまでの子又は孫の看護等を行う場合五日(中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日)以内
11 学校行事参加休暇	十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が在籍する学校等が実施する行事に参加する場合二日(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が三人以上の場合にあつては、三日)以内

別表第二中6の項を7の項とし、3の項から5の項までを一項ずつ繰り下げ、2の項の次に次のように加える。

3 骨髄提供休暇	その都度必要と認める期間
----------	--------------

別表第三の1の項中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病」に改める。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

**第二条** 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「いう」の下に「。別表第三において同じ」を加える。

第二十四条第二項中「七月から九月」を「六月から十月」に改める。

第四十五条第二項中「14の項」を「19の項」に、「同表15の項から20の項まで」を「同表20の項及び21の項」に改める。

別表第二中17の項から20の項までを削り、16の項を20の項とし、15の項を削り、14の項を19の項とし、10の項から13の項までを五項ずつ繰り下げ、9の項を13の項とし、同項の次に次のように加える。

14 短期の介護休暇	要介護者の介護その他人事委員会が定める世話を行う
------------	--------------------------

場合五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）以内

別表第二中8の項を12の項とし、7の項を8の項とし、同項の次に次のように加える。

9 会計年度任用職員の育児休暇	生後満一年六月に達しない子を育てる場合一日二回それぞれ六十分以内の期間
10 子の看護等休暇	中学校就学の始期に達するまでの子又は孫の看護等を行う場合五日（中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）以内
11 学校行事参加休暇	十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が在籍する学校等が実施する行事に参加する場合二日（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が三人以上の場合にあつては、三日）以内

別表第二中6の項を7の項とし、3の項から5の項までを一項ずつ繰り下げ、2の項の次に次のように加える。

3 骨髄提供休暇	その都度必要と認める期間
----------	--------------

別表第三の1の項中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第七号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月五日

山梨県人事委員会

委員長 水上浩一

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号中「以下」の下に「この条において」を加え、「前に」を「前三年以内に」に改め、「者で、指定日において、当該異動の日から起算して三年を経過していない」を削り、同項第二号中「給料表の適用を受ける職員となつた者」を「採用された職員」に、「給料表の適用を受けることとなつた」を「採用された」に、「適用日」を「採用日」に、「勤務すること」を「在勤すること」に、「適用日前」を「採用日前」に、「職員であつて」を「職員で」に、「前に」を「前三年以内に」に、「異動し、当該異動」を「異動したこと」に、「で、指定日において、当該異動の日から起算して三年を経過していない」を「となる」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項各号に掲げる」に、「支給期間及び額」を「支給期間」に改め、同項第一号中「異動の日の前日」を「異動の前日」に改め、「以降」の下に「へき地手当に準ずる手当」を加え、「及び額」を削り、同項第二号中「適用日」を「当該職員が採用日」に改め、「給料表の適用を受ける」を削り、「前条」を「前項（第一号に係る部分に限る。）及びこの項（前号に係る部分に限る。）」に改め、「以降」の下に「へき地手当に準ずる手当」を加え、「及び額」を削る。

4級	(条例別表第一の備考□)に定める職員にあつては、13,100円
----	---------------------------------

別表第七の表4級の項を次のように改める。

4級	(条例別表第二の備考□)に定める職員にあつては、12,700円
----	---------------------------------

別表第七の二の表4級の項を次のように改める。

4級	(条例別表第一の備考□)に定める職員にあつては、12,500円
----	---------------------------------

別表第七の二の表4級の項を次のように改める。

4級

12,200円  
(条例別表第二の備考(ロ)に定める職員にあつては、12,300円)

別表第七の四第一号の表4級の項中「77,400円」を「78,000円」に、「68,300円」を「68,800円」に、「59,200円」を「59,600円」に改める。

**附則**

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則別表第七、別表第七の二及び別表第七の四の規定は、令和八年一月一日から適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番